令和3年度

まちづくり懇談会実施結果報告書

(緑が丘地区)

宇都宮市総合政策部広報広聴課

令和3年度 第2回 まちづくり懇談会《緑が丘地区》実施結果報告書

この実施結果報告書は、まちづくり懇談会≪緑が丘地区≫における発言の要旨をま とめたものです。

- 1 開催日時 令和3年9月22日(水)※書面開催
- 2 開催場所 緑が丘地域コミュニティセンター
- 3 参加者数 5人(市出席者除く)
- 4 市出席者 市長,南市民活動センター所長,広報広聴課長

5 書面開催

- (1) 市長あいさつ
- (2)回答書 手渡し
- (3) 地域代表挨拶
- (4) 地域との意見交換

6 地域からの意見

(1)地域代表意見

No	テーマ	所 管 課
1	新たな施策に係る生活支援について	保健福祉総務課 高齢福祉課
2	教育環境の改善・充実と安全管理	学校管理課 生涯学習課

(2) 自由討議

No.	要望	所 管 課
1	とちぎ国体に地域の団体・組織ボランティアの 活用	総務広報課
2	児童登下校時の安全確保	生活安心課 道路保全課 学校健康課
3	LRT運営に伴う市の収支について	財政課 LRT企画課
4	指定管理者の支払機関の変更	南市民活動センター 出納室

■地域代表意見1(要旨)

テーマ | 新たな施策に係る生活支援について

○ 高齢化社会の問題点について

少子高齢化・支援者不足の中,高齢者同士の支え合いの仕組みが必要です。本地区では地域包括支援センターと密な連携のもと,幅広い福祉活動の取り組みを積極的に行っています。しかし一方で高齢化に関する問題が山積みしております。

(1) 要支援者への対応について

その解決策の一つとして、地区内の一自治会が要支援者の支援(B型)を3年前に立ち上げ、利用者の方々に大変喜ばれているところです。これを緑が丘地区連合自治会に移行し、高齢化社会において重要な活動と位置づけ格上げすべく検討しているところですが、移行に当たって、アドバイス・助言など市の協力をお願い致します。これが市全体のお手本となり、普及拡大することを望んでおります。

(2) 重層的支援体制整備事業について

本年4月に標記の事業が施行され、特に8050問題など、多様な福祉活動の活性 化に繋がるものと期待しておりますが、さらに、他の市町で実施している「生活支援 コーディネーター」を配置することがより充実した支援体制を構築する上で急務かと 思いますことから、「生活支援コーディネーター」の早急な配置について市に要望いた します。合わせて、重層的支援体制整備事業の推進策及び重層的支援体制整備事業に おける地域包括支援センターの位置づけ・関係について、市の考えをお聞かせ下さい。

(3) 今後の福祉事業の推進について

すべての福祉事業において、地域包括支援センターが大きな役割を果たしていることは、多くの人が認めるところであり、本地区においても私たち住民と表裏一体になって日夜の努力を重ねているところです。福祉事業の推進には予算・人的配慮が大きく影響いたします。今後ますます、期待が高まる地域包括支援センターへ、今以上の予算・人的配置を要望いたします。厳しくなる福祉の現状とは思いますが、大分のご配慮をお願いし、「住んで良かった福祉のまち緑が丘」の更なる充実に向け努力することを決意表明して、代表意見といたします。

回 答 │所管課:高齢福祉課,保健福祉総務課

【市長】

緑が丘地区におきましては、市や地域包括支援センターと連携いただきながら、各種福祉活動に御尽力いただいており、厚く御礼申し上げます。

現在、緑が丘地区において取り組まれている地域の支え合い活動をはじめとした福

祉のまちづくりは、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちや地域共生社 会の礎となる、大変重要な取組でありますことから、引き続き、ご協力をお願いいた します。

(1) 要支援者への対応について

本市におきましては、高齢者の介護・生活支援ニーズの増加に対応するため、地域 住民などをサービス提供の担い手とする「サービスB」を含めた「総合事業」を平成 29年度から開始したところであります。

そうした中、緑が丘地区におきましては、事業開始の翌年度から、単位自治会による「サービスB」の提供に市内で最も先駆的に取り組まれ、「草取り」や「掃除」など、高齢者の日常生活の困り事の解決に対応いただいており、大変感謝しております。

また、当該取組の実施範囲を緑が丘地区全体に拡大させ、地域における支え合い活動の更なる充実に向けた検討を進めていただいており、こうした取組は、本市高齢者福祉の全体の向上に繋がる素晴らしいものであり、心強く感じております。

今後、緑が丘地区内にお住まいの高齢者が、必要とする生活支援サービスを受けられる体制が構築できますよう、移行にあたっては、地域包括支援センターとも連携を図りながら、検討に必要な支援をさせていただきますので、引き続き、高齢福祉課にご相談ください。

(2) 重層的支援体制整備事業について

①生活支援コーディネーターの配置

「第2層生活支援コーディネーター」は、高齢者を支える地域の担い手の養成や、 生活支援ニーズとサービスとのマッチングなど、地域内の活動の調整を行っており、 地域における支え合い活動の更なる活性化に向けて、大変重要な役割を担っていると ころです。

このコーディネーターにつきましては、第2層協議体において、検討状況などに応じて、地域における支え合い活動の経験がある方などを選出していただいているところであり、現在、市内の2地区において、「第2層生活支援コーディネーター」が配置されております。

配置にあたりましては、コーディネーターが担う役割の整理などが必要になりますことから、本市職員も第2層協議体に参加しながら、地域におけるコーディネーター選出に向けた支援を行い、緑が丘地区の実情に合った「第2層生活支援コーディネーター」を配置できますよう、地域の皆様とともに取り組んで行きたいと考えております。

②重層的支援体制整備事業の推進策や地域包括支援センターの位置づけについて 少子超高齢社会の進行やライフスタイルの多様化により、親の介護、経済的困窮、 社会的孤立など、地域の皆様が抱える福祉課題が複雑化・複合化している中、本市に おきましては、地域包括支援センターをはじめとした、医療、介護、福祉などの専門 的知見やノウハウを有する各相談窓口が連携協力しながら、適切な相談支援を行うこ とにより、複雑化・複合化した課題の解決に努めてきたところであります。 そのような中、「重層的支援体制整備事業」は、世代に関わらず多様な相談を受け止める「断らない相談支援」や、社会とのつながりを作る「参加支援」、世代を超えて地域住民が交流できる場や居場所等を整備する「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施を目指すものであり、本市におきましても、ますます複雑化・複合化した課題の増加が想定されますことから、地域共生社会の実現に向けて、断らない包括的な支援体制の構築や支え合いの地域づくりなどに取り組むこととしており、これらの取組におきまして、地域の身近な相談窓口であり、地域づくりを担う地域包括支援センターは、中核的な役割を担うものと考えております。

こうしたことから、その推進策の実施にあたりましては、まずは断らない相談支援 体制の構築に向け、地域包括支援センターをはじめとした支援機関との連携方法など につきまして具体的な検討を進めており、今後は、こうした取組に加え、参加支援や 地域づくりに向けた支援につきましても併せて検討を行い、本市にとって効果的な重 層的支援体制の取組を進めてまいります。

(3) 今後の福祉事業の推進について

本市では、社会福祉法人や医療法人などと連携を図りながら、高齢者を様々な面から総合的に支援する機関である地域包括支援センターを市内に25か所設置しており、今後、高齢化が進む中、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域包括支援センターの役割はますます重要になると認識しております。

現在,本市の地域包括支援センターでは,国が示している基本的な人員体制から, 1人増員することにより,保健師や社会福祉士など4人体制で運営しており,さらに, 高齢者人口の増加に対応できるよう,各地域の高齢者人口に応じて職員を増員する仕 組みを導入し,本市独自に地域包括支援センターの体制の強化を図っているところで あります。

今後、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていくにあたりましては、地域の支え合いのもと、「相談支援」「参加支援」「地域づくり向けた支援」が必要でありますことから、地域の実情を見極めながら、必要な取組を着実に進めていくことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進してまいります。

■地域代表意見2(要旨)

テーマ 教育環境の改善・充実と安全管理

(1)「明日葉」問題の背景について

子供たちの成長を保障する大切な社会資源、「子どもの家(学童保育)」には、その 使命に適った人的・物的環境の整備、特に人材の確保が重要だが、労働力人口の減少 や労働の長期化・高齢化等が拡大の一途にある近年、人材の確保そのものが困難な状 況も窺える。

こうした状況下,いかに人材(しかも優れた人材)を安定的に確保するか,成否の 鍵は,「雇用環境・労働条件等の魅力度アップ」に尽きよう。 よって、指定管理者制度の導入及び指定管理者の選定に当たっては、それらへの適 応能力が重要な評価ポイントになると思うが、市としてはどう考えるのか伺う。また、 職員の雇用環境や労働条件の改善に繋がるような公的支援の充実について市に要望す る。

(2) 校舎の老朽化と巨木・枯木等の安全管理

緑が丘小では現在、窓の落下のおそれがあるとの理由で北・南校舎の窓の開閉を行わないよう指導しているという。また、プール南側の樹木から水槽内に落ち葉や虫が混入することや倒木のおそれがある枯木の問題等もあるやに聞く。

90校余の小中学校を抱える市としては、限られた財源の中での優先順位等に基づき対応せざるを得ないのが実情かとは思うが、「順番を待っている間に」とならないよう、スピード感を持った実効あるヒアリング・実地調査等を実施して、速やかな緑が丘小の窓の修繕、プール南側の樹木の剪定、枯木の撤去を要望する。

回 答 所管課:学校管理課,生涯学習課

【市長】

(1)「明日葉」問題の背景について

緑が丘宮っ子ステーションをはじめ、地域の皆様には、子どもの家の指定管理者の 取消などで、大変ご迷惑をおかけいたしました。また、本市からの急遽の依頼に応じ、 令和3年度も引き続き、緑が丘小子どもの家の運営にご尽力をいただき、感謝申し上 げます。

子どもたちの安全・安心な居場所である子どもの家につきましては、遊びや学び、 生活の場を提供する重要な施設であり、運営に関わる全ての方々についても、子ども の家を支える非常に大切な存在であると認識しております。

子どもの家への指定管理者制度の導入に当たりましては、支援員等が児童の育成支援に専念できるよう、会計等の処理を行う事務担当者を配置することとしているほか、支援員等の適正な人件費(給与、通勤手当、主任支援員手当、健康診断費、研修参加費など)を予算に計上した上で、指定管理者に対して、支援員等に適正な額の報酬を支払うよう求めております。

また,指定管理者の選定手続におきまして,地域にとってよりよい指定管理者を選 定できるよう,法人ごとの提案内容を比較する「提案審査」を実施しております。

提案審査におきましては、職位やスキル等に応じた給与体系や、休暇の取りやすい環境整備をはじめとした福利厚生など、支援員等への配慮内容を示した「支援員等の処遇」の項目について特に重点的に審査し、支援員等がやりがいを持って働くことができる労働条件を用意することが可能な法人を選定することにより、雇用環境等の向上につなげております。

更に、支援員等の資質の向上を図るため、法人主催の研修等の人材育成策の実施や、 それらに基づいたキャリア形成の支援など「支援員等の能力向上」の項目につきましても、重点的に審査を行い、支援員等にとっては自らのキャリアアップに、児童にとっては育成環境の向上につなげております。 本市といたしましては、緑が丘小子どもの家を含む12施設への令和4年度からの 指定管理者制度の円滑な導入に向け、人材確保や事務引継ぎなどの十分な期間を確保 できるよう、10月から6か月間の引継ぎ期間を設けることとしました。

また,指定管理者と十分に連携しながら,地域との事務引継ぎを行うなど,子どもたちが安心できる環境を提供するためにも,支援員等が安心して雇用が継続されるよう支援を行ってまいりますので,不安に思う点につきましては,いつでも相談ください。

制度移行後におきましても、支援員等の雇用環境や労働条件の改善に繋がりますよう、指定管理者による運営について適正にモニタリングを行うほか、利用者アンケートや意見箱、地域の皆様との意見交換などにより得られた意見の反映について指定管理者に働きかけを行うなどの支援を実施してまいります。

(2) 校舎の老朽化と巨木・枯木等の安全管理

安全で安心な教育環境を維持するためには、様々な機会を捉え、学校施設の状況を 把握し、適切に対応することが重要であると考えており、教職員などが日常的に点検 を行うとともに、随時、市の担当者が現地確認を行い、修繕など必要な対応を行って いるところであります。

緑が丘小学校の窓につきましては、窓枠自体が自然に落下する危険性はないものの、 サッシの劣化などにより円滑に開閉しづらいことから、急な開閉の衝撃で窓が外れて 落下しないよう、御指摘のような対応を行うとともに、現在、修繕が必要な箇所の判 定や修繕方法の検討を行っており、準備が整い次第、順次、修繕を行っていく予定で あります。

次に、学校敷地内の樹木につきましては、毎年度樹木医による研修を受講している学校業務機動班が、学校の巡回ペースである約2週間に1、2回、点検を行い、学校活動に支障のある樹木や危険性の高い枯木について、学校業務機動班や造園業者などが、毎年度、剪定・伐採などを行っております。そのような中、緑が丘小学校のプール南側の樹木については、一部に枝枯れしている樹木が確認できましたことから、当該樹木を9月末までに伐採する予定です。

■自由討議(要旨)

発 言 1 とちぎ国体に地域の団体・組織ボランティアの活用

第77回国体「いちご一会とちぎ国体」の開催があと1年となりました。

宇都宮市を中心に県内各所で開催され、宇都宮市内では「カンセキスタジアムとち ぎ」を中心に開催されます。

その後方支援のボランティアの募集は、個人ボランティアはすでに進められている 様ですが、地域の団体や組織のボランティアを何故活用しないのかお聞きしたい。

運用上を考慮すると、開催場所に近い地域の人なら、集合時には自動車ではなく自 転車、または徒歩での参集が可能で駐車場の心配もなく支援できることが大きなメリ ットであり、大変有効的である。また、地元の地域活性化を図ることもでき、住民の 国体開催に対する意識高揚にも繋がり非常に有効的な支援が出来る事と考える。

地域の活性化並びに支援の効率化等を考慮し地域団体・組織のボランティア活用が効果的であると考えますが如何なものですか。また、現在の予定をお聞きしたい。

回答 所管課: 総務広報課

【市長】

いちご一会とちぎ国体を市民総参加のもと一丸となって盛り上げ,大会を成功に導くためには,市民の皆様の協力が重要であると認識していることから,ボランティアに係る御意見をいただき,心強く感じております。

国体の会期中には、JR宇都宮駅に設置する総合案内所等の運営補助を担う「広報ボランティア」をはじめ、競技会場の花の管理や清掃を担う「美化ボランティア」、競技会運営の補助を担う「運営ボランティア」など多くのボランティアの協力が必要となります。

本市では、県内最多となる14競技が会期前10日間、会期中11日間の合計21日間の日程で開催され、延べ1、200人ほどのボランティアの協力が必要になると考えております。

そのため、ボランティアに御協力いただける皆様の御都合を伺った上で配置調整を行うとともに、台風など荒天による緊急時には、最大で14会場130人の方に開催時間の変更などの連絡を行うことを想定しており、迅速かつ着実に情報を伝える必要がありますことから、個人を登録単位としてボランティア募集を行っているところです。

御意見をいただいたとおり、総合運動公園に近い地域の方々にボランティアとして協力いただくことは、運営上の効率化や地域の活性化に繋がるものと考えております。 そのため、近日中に、主に総合開閉会式の運営を担う栃木県実行委員会と、競技会 運営を担う本市実行員会が合同で、県総合運動公園近隣の4連合自治会の方に対し、 「ボランティア募集」に関する自治会回覧を実施いたしますので、緑が丘地域を挙げ て皆様に積極的に申し込んでいただけるよう、働きかけをお願い申し上げます。

今後とも、開催地域にお住まいの皆様の御理解のもと、大会の成功に向けて、取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

発 言 2 児童登下校時の安全確保

千葉県八街市の5人の尊い児童が犠牲になった事故は、記憶に新しいものです。このような事故は二度と繰り返してはなりません。

当緑が丘地区内でも児童の通学路は、必ずしも安全な状態ではなく、危険な場所が 見受けられます。

特にアピタ店南ゲートから南方向に向かう江曽島1丁目・2丁目・緑1丁目にかか

る緑が丘地区内の市道1191号線は、白線だけの歩道にもかかわらず、自転車で通 学する高校生も多く通り、スピードを出す車が後を絶ちません。路側帯の白線が剥が れている箇所や「信号機」の無い十字路もあり、一層心配です。

児童や地域の方々の安全を確保するためにも,白線が剥がれている県営江曽島住宅から南方向の路側帯について白線の引き直しを,齋藤畳店前の十字路については,市道1191号線を通る運転手が認識しやすいように,交差点手前に大きくて見やすい「スピード落とせ」の標識(2~3枚)の設置をお願いします。また,市道1191号線の「児童の登下校時間帯のスピード制限」についてご検討をお願いします。

回 答 │ 所管課: 生活安心課, 道路保全課, 学校健康課

【市長】

緑が丘地区の皆様には、日頃より交通安全の推進に御協力をいただき感謝申し上げます。

本市におきましては、児童の交通安全確保のため、平成24年度以降、毎年、学校 や教育委員会、道路管理者、栃木県警察等が連携した「通学路合同点検」を実施し、 現場において具体的な安全対策の検討を行い、必要な対策を講じております。

千葉県八街市の事故を受け、本市におきましては、7月に通学路の緊急安全点検を 実施し、その中で緑が丘小学校等からの聞き取りを行いました。学校から当該道路の 自転車や自動車の交通量が多い状況などをお伺いしたところであり、職員が現地で当 該道路の白線など区画線の薄れを確認したことから、12月末までに区画線の引き直 し工事を実施いたします。

注意喚起看板につきましては、地域からの御要望を受け、市においても当該区間を 現地確認した上で、ドライバーや自転車利用者への注意喚起のため、齊藤畳店前の十 字路交差点手前に「スピード落とせ」の注意喚起看板2枚を設置したところでありま す。(10月7日(木))

当該区間における「児童の登下校時間帯のスピード制限」につきましては、速度規制が警察の対応となることから、管轄の南警察署(交通課)に要望内容をお伝えしたところ、警察からは、地域の方と直接お話しをし、現状等を把握したいとのことでありました。

今後とも、交通事故のない社会を目指し、取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

【参考】

栃木県警察 宇都宮南警察署 交通課

住所:宇都宮市みどり野町1-8 電話:653-0110(代表)

発 言 3 LRT運営に伴う市の収支について

LRTもいよいよ最終段階となりました。

コロナの影響もあり計画と若干異なる状況下と見受けられますが、今後はLRTの 運営によって市の予算額やその内訳が現在とは異なるものになると思われます。

そこで,運営1年後,3年後,5年後における市の財政の収支見込みについてお聞かせ下さい。

回 答 所管課:財政課, LRT企画課

【市長】

本市の財政状況につきましては、直近の令和元年度において、地方公共団体の財政力を示す指標であります「財政力指数」は、中核市60市中5位(本市:0.988中核市平均:0.801)であり、また、「市民一人あたりの市債残高」についても中核市中5位(本市:約20.9万円 中核市平均:約39.2万円)と上位に位置するとともに、歳出に占める市債の償還額の割合を示す「公債費負担比率」は12.1パーセントと本市が目標とする15パーセント以内の範囲で推移しており、財政の健全性を確保しながら、本市の魅力向上に努めてきたところであります。

また、今後の財政収支見込みにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響など、社会環境の変化を踏まえながら、市税などの歳入の見通しや、LRT整備をはじめ道路や河川などの整備に係る投資的経費、子育て支援や障がい者の生活支援などに係る扶助費などの歳出の見通しをもとに、毎年度「中期財政計画」を策定し、向こう5年間(令和4年度~令和8年度)の財政収支の状況を明らかにしております。

今年度策定した計画における財政収支見込みでは、引き続き、「公債費負担比率」は 目標値を下回る水準(最大12.4%)で推移するなど、財政の健全性や長期安定性 は維持できるものとなっております。

なお、LRTにつきましては、本市が目指すまちの姿である「NCC」の形成を支える総合的な公共交通ネットワークの要でありますことから、その整備に着実に取り組んで行くとともに、安定的な事業運営を確保できるよう、芳賀町や宇都宮ライトレール株式会社と連携し、LRTの利用促進に向けた取組を進めてまいります。

今後とも、社会経済環境の変化に的確に対応しながら、持続可能な財政運営の確立に努めてまいります。

発 言 4 指定管理者の支払機関の変更

コミセン使用料と印刷機・コピー機の使用料の支払は、コミセンから遠い足利銀行 に納付している。管理マニュアルには、保管・支払いは「原則即日に払い込み、止む を得ない場合は翌日可」となっている。

月初めは、数日で1万円近くなり、頻繁に金融機関に出向き納付しなければならな

い。コロナ禍で密な場所や待ち時間が長い場所への行き来は、極力避けたいところである。納付書裏面の"納めるところ"に「各出張所」とあるものの、銀行で納付することとの指導を受け銀行に納付している。

銀行の統廃合により窓口業務を扱う銀行は遠く離れ、待ち時間も長い銀行へ行かねばならず、事務員一人での対応が益々難しくなってきている。

出張所納付なら朝から夕方まで窓口が開いており、待ち時間もなく非常に便利に利用できるので、納付場所として出張所を認めて頂ければ、時間の有効活用ができるのでご検討をお願いします。

回 答 所管課:南市民活動センター,出納室

【市長】

日ごろより,地域コミュニティセンターの管理運営及び適正な公金管理に御理解と 御協力いただき厚く御礼申し上げます。

収納した現金につきましては、直接、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないと地方自治法施行令において規定されており、市の施設(南市民活動センター・陽南出張所等)で収納した現金は、指定金融機関等に払い込む必要があります。

このため、指定管理者である緑が丘地域コミュニティセンターにつきましても市の 施設であるため、同様となるところであります。

今後、地域の皆様の負担軽減が図れるよう効率的な収納方法であるキャッシュレス 決済(収納金が市の口座へ振り込まれ、金融機関への払い込みが不要となる。)につき まして、普及状況を注視するとともに、効果を検証し、導入について検討してまいり ます。

【参考: 地方自治法施行令】

(指定金融機関等に対する現金の払込み)

第百六十八条の五 指定金融機関を定めている普通地方公共団体において、会計管理者が現金(現金に代えて納付される証券を含む。)を直接収納したときは、速やかに、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。